

生駒市景観形成基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 生駒市景観計画及び生駒市景観条例に基づき、本市の総合的かつ先導的な景観まちづくりを推進するための指針となる景観形成基本計画（以下「景観基本計画」という。）を策定するに当たり、総合的かつ専門的な観点から検討を行うため、景観形成基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、景観基本計画の策定に関し必要な事項について審議し、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、生駒市景観計画の案の作成を行った生駒市都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会の景観計画専門部会の委員及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、景観基本計画の策定が完了するまでとする。

2 委員が欠けたときは、前条第2号の区分により補充できるものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の運営について必要な事項は、会長がその都度会議に諮って定める。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し、委員会に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、みどり景観課において処理する。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。